

## 市内中小企業の先端設備等導入を支援

三木市では市内中小企業者の労働生産性の向上を図るため、生産性向上特別措置法（6月6日施行）に基づく「導入促進基本計画」を策定し、国の同意（6月8日）を得るとともに、固定資産税の特例率を3年間ゼロとする市税条例が改正されましたので、この計画に基づく、中小企業者からの「先端設備等導入計画」の申請の受付を開始します。

### 1 制度の概要

中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を、年平均 3%以上向上させるため、「先端設備等導入計画」を策定し、その内容が「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

### 2 優遇措置

認定を受けた中小企業者は、償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする特例や国の補助金の優先採択等の支援措置を活用することができます。

### 3 固定資産税の特例の対象設備

機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備

### 4 受付開始日 6月26日（火）

### 5 申請受付窓口 産業振興部商工振興課

### 6 その他

- (1) 「先端設備等導入計画」の策定にあたっては、三木市中小企業サポートセンターの相談、助言、書類の確認等を受けてください。
- (2) 詳細な制度要件については、市ホームページをご覧ください。か商工振興課にお問い合わせください。

**問い合わせ先** 三木市産業振興部商工振興課商工振興係  
電話 0794-82-2000（内線 2234）  
三木市中小企業サポートセンター  
電話 0794-70-8008